（信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第八条　信用金庫法施行規則第百十八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七十三条第六項第二号」を「第六十九条の二第三項」に改める。

（信用金庫法第五十四条の二十一第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等の一部改正）

第九条　信用金庫法第五十四条の二十一第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として信用金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等（平成十四年金融庁告示第四十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第五十四条の二十三第三項」を「第五十四条の二十三第六項」に改める。

（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第十条　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第五条第七項第一号ハ中「若しくは第十二号」を「、第十二号若しくは第十三号」に改める。

（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第十一条　信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十八号から第三十一号までを次のように改める。

二十八　一般社団法人しんきん保証基金
二十九　一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
三十　一般財団法人建設業振興基金
三十一　一般社団法人全国石油協会
第一条第三十三号及び第三十四号を次のように改める。
三十三　公益社団法人全国市街地再開発協会
三十四　公益財団法人不動産流通近代化センター
第一条第三十六号を次のように改める。
三十六　公益財団法人大阪産業振興機構
第二条第二十号から第二十三号までを次のように改める。
二十　一般社団法人しんきん保証基金
二十一　一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター
二十二　一般財団法人建設業振興基金
二十三　公益財団法人不動産流通近代化センター
第二条第二十五号を次のように改める。
二十五　公益財団法人大阪産業振興機構

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件の一部改正）

第十二条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則第五十五条第四項の規定に基づき協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年大蔵省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二項中「第三十六条第六項第二号」を「第九条の二第三項」に改める。

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部改正）

第十三条　信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十一号から第二十三号までを次のように改める。

二十一　一般財団法人建設業振興基金
二十二　一般社団法人全国石油協会
二十三　公益財団法人不動産流通近代化センター
第一条第二十七号を次のように改める。
二十七　公益社団法人全国市街地再開発協会
第二条中「第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号」を「第九条の九第六項第一号の二」に改め、同条第二十号から第二十二号までを次のように改める。
二十　一般財団法人建設業振興基金
二十一　一般社団法人全国石油協会
二十二　公益財団法人不動産流通近代化センター
第二条第二十八号を次のように改める。
二十八　公益社団法人全国市街地再開発協会

（信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部改正）

第十四条　信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年金融庁告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条の九第六項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十二号」を「第九条の九第六項第一号の二」に改める。

（預金保険法施行令第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を指定する件の一部改正）

第十五条　預金保険法施行令第二十九条の四第二項第十号の規定に基づき、金融庁長官が適当と認める資産を指定する件（平成二十六年金融庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第二号及び第三号を削り、第四号中「銀行法施行規則」の下に「（昭和五十七年大蔵省令第十号）」を「別紙様式第四号」の下に「（特定取引勘定届出外国銀行支店にあっては、同令別紙様式第四号の二）」を加え、「土地建物動産勘定」を「土地勘定及び建物勘定」に改め、「もの」の下に「（国内に所在するものに限る。）」を加え、同号を第二号とする。